

令和5年 No25

- 東京学芸大学大学機能強化センター機構規程等の一部を改正する規程の制定
- 東京学芸大学留学生センター日本語研修コース実施要領の一部を改正する要領の制定

改正理由

センター機構及びセンターの組織再編並びに機構長の総括にかかる表記の統一並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年3月22日 教育研究評議会 審議・承認

ただし、承認後に軽微な修正が生じたため、学長決裁により処理する。

東京学芸大学大学機能強化センター機構規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第21号

東京学芸大学大学機能強化センター機構規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学大学機能強化センター機構規程（平成31年規程第13号）
- (2) 東京学芸大学現職教員支援センター機構規程（平成31年規程第14号）
- (3) 東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程（令和4年規程第13号）
- (4) 東京学芸大学教育インキュベーション推進機構規程（令和4年規程第14号）

東京学芸大学留学生センター日本語研修コース実施要領の一部を改正する要領を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

東京学芸大学留学生センター日本語研修コース実施要領の一部を改正する要領

東京学芸大学留学生センター日本語研修コース実施要領（平成10年3月5日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学機能強化センター機構規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p><u>東京学芸大学大学教育研究基盤センター機構規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第6項の規定に基づき、<u>東京学芸大学大学教育研究基盤センター機構</u>（以下「機構」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 東京学芸大学における学生支援、保健管理、国際交流及び情報基盤整備の強化推進に関すること。</p> <p>(2) その他機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p><u>(職員)</u></p> <p>第4条 <u>機構に機構長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。</u></p> <p><u>2 前項に定める職員のほか、必要に応じて兼任教員及び協力教員を置くことができる。</u></p> <p><u>3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>(協力教員)</u></p> <p>第5条 <u>協力教員は、第3条の業務について、教職員からの相談を受け、助言等を行う。</u></p> <p>(機構長)</p> <p>第6条 <u>機構長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。</u></p> <p>2 機構長は、<u>機構の業務を統括する。</u></p> <p><u>(客員教授等)</u></p> <p>第7条 <u>機構に、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。</u></p> <p><u>2 客員教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>(特命教授等)</u></p>	<p><u>東京学芸大学大学機能強化センター機構規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第15条第6項の規定に基づき、<u>東京学芸大学大学機能強化センター機構</u>（以下「機構」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 東京学芸大学における学生支援、保健管理、国際交流及び情報基盤整備の強化推進に関すること。</p> <p>(2) その他機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p>(機構長)</p> <p>第4条 <u>センター機構に機構長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。</u></p> <p>2 機構長は、<u>センター機構の業務を統括する。</u></p>

第8条 機構に、特命教授、特命准教授、特命講師及び特命助教（以下「特命教授等」という。）を置くことができる。

2 特命教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（機構会議）

第9条 機構に、機構の管理運営に関する重要事項を審議するため、機構会議を置く。

（審議事項）

第10条 機構会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 機構の運営の基本方針に関すること。

(2) 機構の教員の人事に関すること。

(3) 機構の予算に関すること。

(4) その他機構の管理運営に関する重要事項に関すること。

（組織）

第11条 機構会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 機構長

(2) 機構に置くセンターの長

(3) その他機構長が必要と認めた者 若干名

（任期）

第12条 前条第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）

第13条 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 機構会議は、議長が主宰する。

（会議）

第14条 機構会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（機構会議）

第5条 機構に、機構の業務に関して必要な事項を審議するため、次の各号に掲げる委員をもって組織する機構会議を置く。

(1) 機構長

(2) 機構に置くセンターの長

(3) その他機構長が必要と認めた者 若干名

2 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

3 機構会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、機構会議に関し必要な事項は、別に定める。

(関係者の出席)

第15条 機構会議は、必要に応じて、構成員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(センター)

第16条 センターに、センター長を置き、学長が指名する学長補佐又は副学長をもって充てる。

2 センター長は、当該センター業務を統括し、その運営に当たる。

3 センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第17条 機構に関する事務は、関係部課の協力を得て、財務・研究推進部学系支援課において処理する。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

[省略]

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程施行の日の前日において、旧東京学芸大学ICTセンター規程（平成元年規程第6号）第5条の規定に基づくセンター長である者は、この規程施行の日に、この規程第16条第1項の規定に基づき指名されたセンター長とみなし、その任期は改正前のセンター長としての残任期間とする。

(事務)

第6条 機構に関する事務は、関係部課の協力を得て、財務・研究推進部学系支援課において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

[省略]

東京学芸大学現職教員支援センター機構規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 現職教員に対する支援及び研修の推進に関すること。</p> <p>(2) 東京学芸大学における理科教育、特別支援教育、教育臨床及び環境教育に係る先導的支援機能の強化に関すること</p> <p>(3) その他機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p><u>(職員)</u></p> <p>第4条 機構に機構長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。</p> <p><u>2 前項に定める職員のほか、必要に応じて兼任教員及び協力教員を置くことができる。</u></p> <p><u>3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>(協力教員)</u></p> <p>第5条 協力教員は、第3条の業務について、教職員からの相談を受け、助言等を行う。</p> <p><u>(機構長等)</u></p> <p>第6条 機構長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。</p> <p>2 機構長は、機構の業務を統括する。</p> <p><u>(客員教授等)</u></p> <p>第7条 機構に、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。</p> <p><u>2 客員教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>(特命教授等)</u></p> <p>第8条 機構に、特命教授、特命准教授、特命講師及び特命助教（以下「特命教授等」という。）を置くことができる。</p> <p><u>2 特命教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(機構会議)</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 現職教員に対する支援及び研修の推進に関すること。</p> <p>(2) 東京学芸大学における理科教育、特別支援教育、教育臨床及び環境教育に係る先導的支援機能の強化に関すること</p> <p>(3) その他機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p><u>(機構長)</u></p> <p>第4条 機構に機構長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。</p> <p>2 機構長は、機構の業務を統括する。</p> <p>(機構会議)</p>

第9条 機構に、機構の管理運営に関する重要事項を審議するため、機構会議を置く。

(審議事項)

第10条 機構会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 機構の運営の基本方針に関すること。
- (2) 機構の教員の人事に関すること。
- (3) 機構の予算に関すること。
- (4) その他機構の管理運営に関する重要事項に関すること。

(組織)

第11条 機構会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 機構に置くセンターの長
- (3) その他機構長が必要と認めた者 若干名

(任期)

第12条 前条第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第13条 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 機構会議は、議長が主宰する。

(会議)

第14条 機構会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第15条 機構会議は、必要に応じて、構成員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(センター)

第5条 機構に、機構の業務に関して必要な事項を審議するため、次の各号に掲げる委員をもって組織する機構会議を置く。

- (1) 機構長
- (2) 機構に置くセンターの長
- (3) その他機構長が必要と認めた者 若干名

2 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

3 機構会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、機構会議に関し必要な事項は、別に定める。

第16条 センターに、センター長を置き、学長が指名する学長補佐又は副学長をもって充てる。

2 センター長は、当該センター業務を統括し、その運営に当たる。

3 センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第17条 機構に関する事務は、関係部課の協力を得て、財務・研究推進部学系支援課において処理する。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

[省略]

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程施行の日の前日において、旧東京学芸大学環境教育研究センター規程(平成6年規程第13号)第5条の規定に基づくセンター長及び旧東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター規程(平成16年規程第5号)第5条の規定に基づくセンター長である者は、この規程施行の日に、この規程第16条第1項の規定に基づき指名されたセンター長とみなし、その任期は改正前のセンター長としての残任期間とする。

(事務)

第6条 機構に関する事務は、関係部課の協力を得て、財務・研究推進部学系支援課において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

[省略]

東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編並びに機構長の総括にかかる表記の統一並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(機能及び業務)</p> <p>第3条 機構は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる機能を発揮するよう必要な業務を行う。</p> <p>(1) 教師教育及び教育支援人材育成を新たな次元へと変革する牽引機能</p> <p>(2) 教員養成・現職教員研修の中核として、新しいタイプの有機的ネットワーク機能</p> <p>(3) 教育課題に対応するとともに、次世代教育のための基盤となる研究開発機能</p> <p>(4) 教師教育及び教育支援人材育成に関する政策提言機能</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 機構に、機構長、副機構長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。</p> <p>2 前項に定める職員のほか、必要に応じて、<u>兼任教員及び協力教員</u>を置くことができる。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p><u>(協力教員)</u></p> <p>第5条 <u>協力教員は、第3条の業務について、教職員からの相談を受け、助言等を行う。</u></p> <p>(機構長等)</p> <p>第6条 機構に機構長を置き、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。</p> <p>2 機構長は、<u>機構の業務を統括する。</u></p> <p>3 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に<u>事故があるときは</u>、その職務を代行する。</p> <p>第7条・第8条 〔省略〕</p> <p>(本部)</p> <p>第9条 機構に、本部を置き、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 機構が取り組む教育研究開発構想の企画立案</p> <p>(2) <u>第11条に規定するユニットの業務の統括</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(機能及び業務)</p> <p>第3条 機構は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる機能を発揮するよう必要な業務を行う。</p> <p>(1) 教師教育及び教育支援人材育成を新たな次元へと変革する牽引機能</p> <p>(2) 教員養成・現職教員研修の中核として、新しいタイプの有機的ネットワーク機能</p> <p>(3) 教育課題に対応するとともに、次世代教育のための基盤となる研究開発機能</p> <p>(4) 教師教育及び教育支援人材育成に関する政策提言機能</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 機構に、機構長、副機構長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。</p> <p>2 前項に定める職員のほか、必要に応じて、<u>兼任教員</u>を置くことができる。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>(機構長等)</p> <p>第5条 機構長及び副機構長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。</p> <p>2 機構長は、<u>機構を統括し、これを代表する。</u></p> <p>3 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に<u>事故あるときは</u>、その職務を代行する。</p> <p>第6条・第7条 〔省略〕</p> <p>(本部)</p> <p>第8条 機構に、本部を置き、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 機構が取り組む教育研究開発構想の企画立案</p> <p>(2) <u>第10条に規定するユニットの業務の統括</u></p>

<p>(3) 教育委員会, 大学, 民間企業等との連携協力並びに成果の発信・普及及び評価に関すること</p> <p>(4) 第3条第4号に規定する政策提言に関すること</p> <p>(5) 教員養成フラッグシップ大学に関する取組の評価・検証</p> <p>(6) <u>第12条</u>に規定する本部管理グループの業務の管理運営</p> <p>(7) その他機構の全体運営に関し必要な業務</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p><u>第10条～第12条</u> 〔省略〕</p> <p>(上廣道徳・倫理教育研究開発推進室)</p> <p><u>第13条</u> 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p><u>第14条～第23条</u> 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は, 令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(3) 教育委員会, 大学, 民間企業等との連携協力並びに成果の発信・普及及び評価に関すること</p> <p>(4) 第3条第4号に規定する政策提言に関すること</p> <p>(5) 教員養成フラッグシップ大学に関する取組の評価・検証</p> <p>(6) <u>第11条</u>に規定する本部管理グループの業務の管理運営</p> <p>(7) その他機構の全体運営に関し必要な業務</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p><u>第9条～第11条</u> 〔省略〕</p> <p>(上廣道徳・倫理教育研究開発推進室)</p> <p><u>第11条の2</u> 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p><u>第12条～第21条</u> 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>
---	---

東京学芸大学教育インキュベーション推進機構規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 教育者養成及び学校教育における特定の教育課題に係る研究並びに情報の収集及び発信に関すること。</p> <p>(2) 本学の教育研究に係る外部機関との連携の推進及び連携における活動拠点に関すること。</p> <p>(3) 外部資金の導入の推進に関すること。</p> <p>(4) その他機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 機構に機構長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。</p> <p>2 前項に定める職員のほか、必要に応じて<u>兼任教員及び協力教員</u>を置くことができる。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>(協力教員)</p> <p><u>第5条 協力教員は、第3条の業務について、教職員からの相談を受け、助言等を行う。</u></p> <p><u>第6条～第15条</u> 〔省略〕</p> <p>(センター)</p> <p><u>第16条</u> センターに、センター長を置き、<u>学長が指名する学長補佐又は副学長</u>をもって充てる。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p><u>第17条～第21条</u> 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 教育者養成及び学校教育における特定の教育課題に係る研究並びに情報の収集及び発信に関すること。</p> <p>(2) 本学の教育研究に係る外部機関との連携の推進及び連携における活動拠点に関すること。</p> <p>(3) 外部資金の導入の推進に関すること。</p> <p>(4) その他機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 機構に機構長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。</p> <p>2 前項に定める職員のほか、必要に応じて<u>兼任教員</u>を置くことができる。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p><u>第5条～第14条</u> 〔省略〕</p> <p>(センター)</p> <p><u>第15条</u> センターに、センター長を置き、<u>機構長が指名する学長補佐</u>をもって充てる。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p><u>第16条～第20条</u> 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学留学生センター日本語研修コース実施要領の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>東京学芸大学<u>国際交流／留学生センター</u>日本語研修コース実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、<u>東京学芸大学国際交流／留学生センター要項（令和5年3月23日制定）第7条第2項</u>の規定に基づき、センターの日本語研修コース（以下「コース」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(研修資格)</p> <p>第2条 コースの研修生（以下「研修生」という。）となることができる者は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者とする。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、外国人留学生で<u>国際交流／留学生センター長</u>（以下「センター長」という。）が適当と認めた者</p> <p>〔省略〕</p> <p>(研修生の選考)</p> <p>第5条 研修生の選考は、別に定める基準に基づき、<u>東京学芸大学国際交流／留学生センター推進会議</u>（以下「<u>推進会議</u>」という。）が行い、学長が決定する。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>(教育課程)</p> <p>第6条 日本語研修コースの教育課程及び履修方法は、<u>推進会議において協議の上</u>、センター長が別に定める。</p> <p>(研修の中止)</p> <p>第7条 研修生が研修を中止しようとするときは、所定の用紙にその理由を付し、学長に願出しなければならない。</p> <p>2 学長は、前項の願出があったときは、<u>推進会議において協議の上</u>、これを許可する。</p> <p>3 学長は、研修生が疾病その他の理由により、研修を継続することができないと認めるときは、<u>推進会議において協議の上</u>、研修を中止させることができる。</p>	<p>東京学芸大学<u>留学生センター</u>日本語研修コース実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、<u>東京学芸大学留学生センター規程（平成10年規程第11号）第14条第2項</u>の規定に基づき、センターの日本語研修コース（以下「コース」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(研修資格)</p> <p>第2条 コースの研修生（以下「研修生」という。）となることができる者は、次の各号の<u>1に</u>該当する者とする。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、外国人留学生で<u>留学生センター長</u>（以下「センター長」という。）が適当と認めた者</p> <p>〔省略〕</p> <p>(研修生の選考)</p> <p>第5条 研修生の選考は、<u>東京学芸大学留学生センター運営委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）の議を経て、学長が行う。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>(教育課程)</p> <p>第6条 日本語研修コースの教育課程及び履修方法は、<u>委員会の議を経て</u>、センター長が別に定める。</p> <p>(研修の中止)</p> <p>第7条 研修生が研修を中止しようとするときは、所定の用紙にその理由を付し、学長に願出なければならない。</p> <p>2 学長は、前項の願出があったときは、<u>委員会の議を経て</u>、これを許可する。</p> <p>3 学長は、研修生が疾病その他の理由により、研修を継続することができないと認めるときは、<u>委員会の議を経て</u>、研修を中止させることができる。</p>

〔省略〕

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、日本語研修コースに関し必要な事項は、推進会議において協議の上、センター長が別に定める。

〔省略〕

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

〔省略〕

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、日本語研修コースに関し必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が別に定める。